

## (保護者様控え) 令和6年度活動時間延長の申込・利用に関する注意事項(朝用)

午前8時～8時30分までの活動時間延長(以下、朝延長)の申込みにあたり、下記注意事項を必ずお読みいただき、承諾された上でお申込みください。

- 「活動時間延長利用(朝)」のご案内に記載されている内容や利用条件(年間料金:利用児童1名につき5,000円(税込)/令和6年4月～令和7年3月の長期休業中の平日・学校代休日のみ実施、土曜日・卒業式の実施なし・利用可能時間:午前8時～8時30分まで)をご確認の上、お申し込みください。  
**※令和6年4月～令和7年3月までの1年間のご契約となるため、ご利用の有無にかかわらず年間料金(5,000円)が発生します。**  
**※朝延長利用については、年間契約となるため、退会の手続きはございません。年度途中でご利用されなくなっても、返金は致しかねますので、ご了承の上、お申し込みください。**  
**※2次申込みで、令和6年7月以降の実施が決定した場合、年間料金は、利用児童1名につき4,500円(税込)です。**  
※ご利用開始時期に関わらず、会費は年間料金(一次申込み分は5,000円、二次申込み分は4,500円)となります。その他の日割り等はございません。  
※自動更新ではありません。令和7年度以降のご利用については、改めてお申込みをいただく必要があります。  
**※朝延長に関しては、申込み取り下げ期間内のみ取り下げが可能です。それ以外の期間での、取り下げや退会はできません。※(詳細:8.朝延長利用を取り下げたい場合)**
- 朝延長利用実施決定について  
1次申込み:お通い予定の小学校の新1年生説明会終了後～令和6年2月21日  
2次申込み:令和6年4月10日～令和6年5月16日  
上記期間に申込児童数が規定人数(5名)に達した場合、朝延長利用実施を決定します。
- 実施決定通知書発行後、ご事情により、希望されていた「いきいき」の小学校(A小学校)と別の小学校(B小学校)へ入学された場合、「B小学校」の「いきいき」で規定人数に達していなければ朝延長のご利用はできません。
- 申込まれた「いきいき」において朝延長が決定した場合、会費はお振込みで納入いただきます。(振込手数料は保護者様負担となります。)  
**※令和5年度以前に口座を登録されている場合、または令和6年度の夕方延長利用の実施決定校で、令和6年の夕方延長にお申し込みをいただいている場合は、口座振替にて会費を納入していただきます。但し、口座の有効期限や夕方延長利用の申し込み時期によっては、振込による納入を依頼する場合がございます。ご了承ください。**
- 口座登録が完了しているご家庭は、活動時間延長利用会費の徴収に関しましては集金代行業者株式会社シーエスエス(CSS)を利用します。そのため、通帳への印字は『CSS(セリオ)』または『CSS』となります。  
**※指定いただく銀行によって、印字が片仮名やアルファベット等、異なることがあります。**  
なお、通帳への印字をもって領収書と代えさせていただきますため、領収書の発行はございません。領収書や請求書が必要な場合は別途対応いたしますので、弊社いきいき事務局までお問い合わせください。  
**※口座引落が不可能であった場合は、請求書をご自宅に郵送いたします。**
- 口座登録が完了しているご家庭で、残高不足・指定口座解約等により口座振替が完了しない場合、振込による納入をお願いします。予めご了承ください。  
**※振込手数料は保護者様にてご負担ください。**

裏面もご確認ください

7. 朝延長利用を取り下げたい場合

朝延長に関しては、申込み取り下げ期間内のみ取り下げが可能です。

○1次申込み：令和6年3月1日(金)まで

○2次申込み：令和6年5月31日(金)まで

上記期日までに「弊社いきいき事務局必着」で『令和6年度活動時間延長利用申込み取り下げ申請書(朝用)』を提出し、申請してください。

※上記期日を越えた場合は、年間の利用料金納入をお願いします。また、費用は、年間料金であり、返金や日割り計算はありません。

※取り下げ申請後に、再度申込みが必要になった場合は、必ず申込受付期間締切日(1次申込み締切日：令和6年2月21日、2次申込み締切日：令和6年5月16日)までに申込みをいただきますよう、お願いします。

※実施決定に至らなかった活動室の、申込受付期間外での申込みはできませんので、ご注意ください。

【例①】1次申込みの朝延長を取り下げしたい場合

⇒ 令和6年3月1日が取り下げ申込締切日となります。

※上記の例の場合、令和6年3月2日以降に提出されても、朝延長の実施が決定した場合、ご利用の有無に関わらず年間料金(5,000円)が発生します。利用希望月の変更も不可となります。

【例②】2次申込みの朝延長を取り下げしたい場合

⇒ 令和6年5月31日が取り下げ申込締切日となります。

※上記の例の場合、令和6年6月1日以降に提出されても、令和6年7月からの朝延長の実施が決定した場合に、ご利用の有無に関わらず年間費(4,500円)が発生します。

※1次申込みで実施決定に至らなかった活動室で、令和6年7月からの利用が不要になったご家庭も、こちらの取り下げ申請書を令和6年5月31日までに提出下さい。ご提出がない場合は、令和6年7月からの朝延長の実施が決定した際に、ご利用の有無に関わらず年間料金(4,500円)が発生します。

8. 朝延長実施が決定された「いきいき活動室」では、申込期間に関わらず、随時、朝延長利用申請が可能です。この場合、一旦、朝延長利用申し込みをされますと、年間料金が発生します。ご了承の上、慎重にお申込みいただくようお願いします。

9. 会費納入期日を2ヶ月以上過ぎても納入いただけない場合、活動時間延長の利用停止とさせていただきます。

※利用停止となった場合でも、年間料金は発生します。

※利用料金を納入されていない場合、翌年度の活動時間延長に申し込まれてもご利用いただけない場合があります。

10. 3ヶ月以上会費を納入いただかず、お電話等でのご連絡も繋がらない場合、弊社職員により家庭訪問をさせていただく場合があります。予めご了承ください。